

設備投資事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の生産性や競争力の向上を図るため、事業者が実施する設備投資を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要 件
設備投資	製造業者又は物流業者	<ul style="list-style-type: none">1 市内において自己の用に供する設備への投資であること。2 固定資産税の対象となる償却資産のうち、第2種機械及び装置に該当するもの、当該償却資産に付随する第1種構築物の建物附属設備に該当するもので市長が適当と認めるもの又は第5種車両・運搬具に該当するものであること。3 当該年度における固定資産税の対象となる助成対象償却資産の取得価額（当該価額に消費税額を含まない場合は消費税額を加えた額）の合計が1億円（中小企業者については1,000万円）以上であること。4 取得した初年度に償却資産台帳に計上される設備であること。5 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

- ※ 物流業者とは、事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。
- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。
- ※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。
- ※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
課税されることとなる固定資産のうち、助成対象償却資産に係る評価額に100分の5を乗じて得た額以内	1年の年につき500万円

- ※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

認定申請期限	交付申請期限
1月から10月の間に導入する設備については、助成対象事業に係る設備を設置する年の9月末まで 11月から12月の間に導入する設備については、助成対象事業に係る設備の設置開始30日前まで	最初に固定資産税を課された年度の6月

- ※ 交付申請は、当該年度において1回のみ行うことができる。

7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定める設備投資事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

8. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp

R7.4